〈**共同研究**〉
「創生・新時代の犯罪学―共生の時代における合理的刑事政策―」

犯罪学者のアイロニー

―― 犯罪の減少をどう説明するか？ ――

石　塚　伸　一

＝**もくじ**＝

はじめに
～第16回欧州犯罪学会に参加して～
1．欧州における刑務所人口
（1）　F・デュンケルの基調講演
～欧州における刑務所人口の増加と減少～
（2）　世界の刑務所人口
2．日本の刑務所人口
（1）　収容者の減少
（2）　宣告刑の寛刑化
～刑が軽くなったから、収容者が減った？～
（3）　刑法犯認知件数の減少
～犯罪が減ったから、収容者が減った？～
3．警察官増員と犯罪減少
（1）　警察官の増員
～警察官が増えると、犯罪が減るのか？～
（2）　警察官の負担軽減
～警察官の負担が減ると、犯罪が減る？～
4．司法制度改革と犯罪減少
～司法制度改革が、犯罪を減らした？～
（1）　司法制度改革と警察の警戒感
（2）　検挙者と事件件数
～被疑者国選が犯罪を減らした？～
（3）　裁判員裁判と認知件数
～裁判員裁判が犯罪を減らした？～
むすびにかえて
～犯罪が減ると、刑務所人口は減る？～

はじめに
～第16回欧州犯罪学会に参加して～

第16回欧州犯罪学会大会は、「犯罪と犯罪統制：構造、展開そして行為者たち（Crime and Crime Control: Structure, Developments and Actors）」をテーマに、2016年９月21日から24日まで、ドイツ北西部、ノルトライン＝ヴェストファーレン州ミュンスターで開催された[1)]。主催者の発表によれば、参加者は約1050名、900を超える報告がなされた（Inzelt：2016）。大会の冒頭会長のF・デュンケル（Dünkel, Frieder）は、「欧州における刑務所人口の増加と減少」（Dünkel：2016）と題する基調講演を行なった。欧州における刑事政策は、確実に動いている[2)]。そして、日本においても変化の兆しが見えている。

本稿では、まず、デュンケルの講演と各国の刑務所人口の現状を紹介する。つぎに、日本における刑務所人口の推移を概観し、その変化に影響を与えた要因を犯罪統計から抽出する。さらには、変化を促した構造的要因を分析する。最後に「犯罪が減ると、刑務所人口は減る」という仮説を検討して、むすびに代えることにする。

１．欧州における刑務所人口

（1）　F・デュンケルの基調講演
～欧州における刑務所人口の増加と減少～

デュンケルによれば、刑務所人口[3)]は、しばし

ば、その国の刑事政策の懲罰性（厳罰主義）の程度を測定する指標とされてきた[4]。このような観点から見ると、21世紀初頭の欧州諸国の刑事政策は、「悪い国（厳罰国）」と「良い国（寛刑国）」に分かれた。

「良い国」の典型は北欧諸国であり、刑務所人口はきわめて少ない。他方、「悪い国」の代表は、東欧諸国と旧ソビエト地域のロシア、ウクライナ、バルト諸国である。とりわけ、ロシアの刑務所人口は、アメリカ合衆国に比肩すべきもので700人を超えていた（Dünkel：2016）。

1990年代から2000年初頭まで、先進国では刑務所人口が増加し、「厳罰主義の嵐」が吹いた。英国（イングランド＝ウエールズ）の「新矯正モデル（neo-correctional model）」はその典型とされ、暴力犯罪や性犯罪に対する「タフな立法」がつぎつぎと制定され、法定刑が引上げられ、多くの暴力的犯罪者が刑務所に長期に収容されることになったため、刑事施設は過剰収容の状態に陥った（Dünkel：2000）。しかし、このような「重罰化と過剰収容」という現象は、すべての欧州諸国で一様だったわけではない。北欧のように人道的刑事政策の基盤が強固な国は、厳罰主義には陥らなかった（石塚：2003a；同：2003b）。これを「北欧例外主義（Scandinavian exceptionalism）」と呼び、政治文化の違いが厳罰主義に歯止めをかけた、と指摘する論者もいる（Lappi-Seppara：2010）。

ところが、近年、厳罰主義が後退の兆しを見せている。「悪童（bad boy）」と呼ばれた国でも、量刑が寛刑化している[5]。ロシアでは刑務所人口が1999年の730人から2016年の445人へと約40%減少した。ウクライナも412人から173人へと減少している。バルカン諸国は、伝統的に刑務所人口が400人前後の高い率を示していたが、2016年には、リトアニアは268人、ラトビアは215人、エストニアは215人と200人台に減少している[6]。ただし、クロアチアは81人、スロベニアは73人で、東欧では例外的に低収容率を維持している[7]。

バルカン諸国については、拘禁刑に代替する制裁を導入し、保護観察（電子監視を含む。）と早期の釈放スキーム（在宅拘禁を含む。）の適用を拡大したことが減少の原因とされる[8]。ロシアとウクライナの状況は複雑である。プーチン政権下の刑罰政策は、一貫して厳罰傾向にあるが、欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）が拘禁施設の居室や舎房について、4平方メートル以上の空間を確保しなければ『欧州人権規約（Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms）』に違反するとの判決を言渡し、拘禁システムがキャンプ型から、西欧型の居室システムに移行したことが刑務所人口を減少させた、との指摘がある（Dünkel：2016）。

西欧諸国においても、刑務所人口に変化が生じている。オランダは伝統的に刑務所人口は低率であったが、2003年から2006年にかけて約30%増加した。しかし、その後の10年間で128人から69人まで約46%減少した。急激な増加の時代を「寛容の終焉」と呼び、その原因を説明するためにいくつかのアイデアが示された[9]。たしかに、2006年の法改正によって、宣告猶予の適用範囲が拡大され、電子監視の適用が増加したことも原因のひとつである。しかし、これだけでは、近年における劇的な減少を十分説明できない[10]。

2016年の刑務所人口は、英国が147人、スペインが133人でこの両国が100台である。ドイツは76人で2003年から22%減少している。フィンランドが57人、スウェーデンが56人で、前述のオランダと並び、刑務所人口が二桁の「例外主義（exceptionalist）」の優良国である[11]。これらの国では、犯罪認知件数も減少し、暴力犯罪の予防プログラムに力を入れている。

犯罪の認知件数の減少と発生率の低下が、刑務所人口の減少に影響しているという説明は、たしかに、説得的である。しかし、それだけでは、急速な刑務所人口減少のメカニズムを説明できない[12]。また、今後の展開については予断を許さない。移民・難民の増加が、刑務所人口に何らかの影響を与えるであろうことは想像に難くない[13]。

デュンケルは、1970年代と同じような現象が起こるのではないかと危惧している。当時、赤軍やバーダー・マインホフのテロ行為がドイツの政策決定機関に大きな影響を与えた。現在も、新右翼・国粋主義の一派が、政府の一部と呼応して、「タフな刑事政策」を要求している。このような

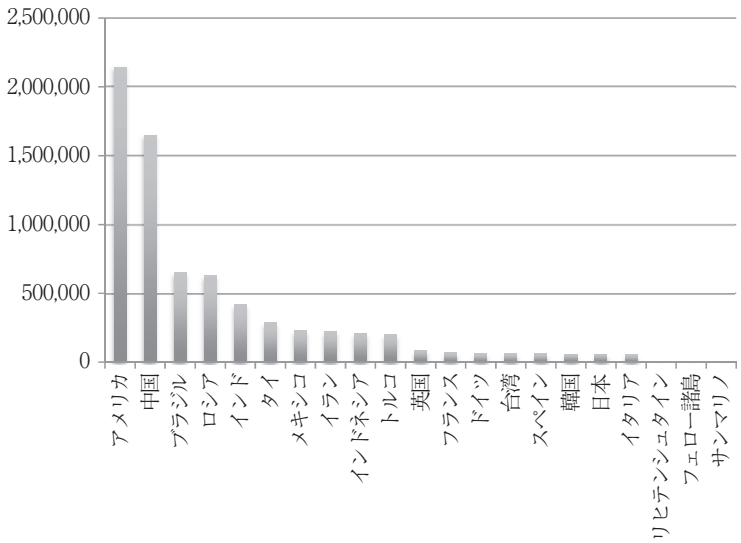

グラフ１　主要国の刑事施設収容者数（2016年）

傾向は、外国人や移民への対応を厳格化するにとどまらず、通常犯罪者への対応にも変化を及ぼす危険性をはらんでいる（Dünkel：2016）。

（2）　世界の刑務所人口

刑事政策調査研究所（ICPR）の「世界刑務所通信（WPB）」[14]によれば、2016年の未決・既決を含む刑事施設の年末総収容人員が最も多いのはアメリカの2,145,100人、第２位中華人民共和国1,649,804人、第３位ブラジル合衆国650,956人、第４位ロシア連邦627,702人、第５位インド419,623人、第６位タイ286,861人、第７位メキシコ233,469人、第８位イラン225,624人、第９位インドネシア210,682人、第10位トルコ201,177人であり、10位までが20万人を超えている。少ないのは、第223位サンマリノ２人、第221位リヒテンシュタインとフェロー諸島（デンマーク領）の10人である。

英国（イングランド＝ウエールズ）は第17位で85,442人、フランスは第25位で68,432人、ドイツが第27位で62,865人、スペインが第31位で60,264人、イタリアが第35位で55,381人、台湾が第28位で62,655人、韓国が第32位で57,451人、日本は56,805人で第34位である。

人口10万人当たりの刑務所人口は、第１位がセイシェルの799人、第２位アメリカ666人、第３位トルクメニスタン583人のほか、第８位ロシア434

表１　主要国の刑事施設収容者数（2016年）

順位	国　名	実　数
１位	アメリカ	2,145,100
２位	中国	1,649,804
３位	ブラジル	650,956
４位	ロシア	627,702
５位	インド	419,623
６位	タイ	286,861
７位	メキシコ	233,469
８位	イラン	225,624
９位	インドネシア	210,682
10位	トルコ	201,177
17位	英国	85,442
25位	フランス	68,432
27位	ドイツ	62,865
28位	台湾	62,655
31位	スペイン	60,264
32位	韓国	57,451
34位	日本	56,805
35位	イタリア	55,381
221位	リヒテンシュタイン	10
221位	フェロー諸島	10
223位	サンマリノ	2

人、第12位タイ424人、第31位ブラジル316人、第42位台湾266人、第103位英国（イングランド＝ウエールズ）146人、第115位ポルトガル135人、第119位スペイン130人、第135位中国118人、第140位韓国114人、第147位フランス101人、第149位ベルギー98人、154位イタリア92人、第168位ドイツ76人、第170位ノルウエー74人、第185位オランダ61人、第188位デンマーク59人、第190位フィンランド57人、第192位スウェーデン53人、日本は第202位で45人である。

2．日本の刑務所人口

(1)　収容者の減少

デュンケルの表現に従えば、日本は「最も良い国」のグループに属する。日本の刑事施設の収容者や刑務所人口は、さらに減少し続けている。

日本では、第二次世界大戦直後の混乱期には、刑事施設の収容者が９万人を超えた。しかし、社会が落ち着いてくるに連れて収容者は減少し、1970年代には５万人を割った。その後は小幅な増減を繰返しながら、５万人前後を推移していた。ところが、1999年頃から増加に転じ、2008年には収容者が８万人を超えた。その後は漸減期に入り、2016年は56,805人であった〔表２〕（日本については、特に断わらない限り、データはすべて『犯罪白書』による。）。

刑務所人口については、戦後の1949年に118.1人を記録したが、その後、漸減し、1974年に40.6人で最低を記録した。1990年には37.9人で40人を割り1996年までは30人台であったが、その後、増加し、1997年に40人台、2001年に50人台、2005年

表２　３　日本の刑事施設の収容者および刑務所人口（1946～2016年）

年次	収容者	人口比	年次	収容者	人口比	年次	収容者	人口比	年次	収容者	人口比
1946	67,991	93.0	1964	62,592	64.4	1982	54,394	45.8	2000	61,242	48.3
1947	79,901	102.3	1965	63,233	64.3	1983	54,569	45.7	2001	65,508	51.5
1948	91,167	114.0	1966	63,145	63.8	1984	55,297	46.0	2002	69,502	54.5
1949	96,609	118.1	1967	58,157	58.0	1985	55,974	46.2	2003	73,734	57.7
1950	95,353	114.6	1968	53,848	53.1	1986	55,641	45.7	2004	76,413	59.8
1951	92,502	109.4	1969	50,142	48.9	1987	55,164	45.1	2005	79,055	61.9
1952	76,468	89.1	1970	47,754	46.0	1988	54,204	44.2	2006	81,255	63.5
1953	75,511	86.8	1971	47,744	45.4	1989	50,481	41.0	2007	79,809	62.3
1954	78,019	88.4	1972	48,206	44.8	1990	46,858	37.9	2008	76,881	60.0
1955	82,587	92.5	1973	46,083	42.2	1991	45,193	36.4	2009	75,250	58.8
1956	80,825	89.6	1974	44,916	40.6	1992	45,082	36.2	2010	72,975	57.0
1957	78,238	86.0	1975	45,994	41.1	1993	45,525	36.4	2011	69,876	54.7
1958	79,106	86.2	1976	46,834	41.4	1994	46,120	36.8	2012	67,008	52.5
1959	77,206	83.3	1977	48,812	42.8	1995	47,398	37.7	2013	62,971	49.5
1960	72,103	77.2	1978	50,707	44.0	1996	49,414	39.3	2014	60,486	47.6
1961	68,934	73.1	1979	50,985	43.9	1997	50,897	40.3	2015	58,497	46.0
1962	66,459	69.8	1980	50,706	43.3	1998	52,713	41.7	2016	56,805	45.0
1963	63,509	66.0	1981	52,667	44.7	1999	56,133	44.3			

出典：『犯罪白書』から作成。以下、特に断らない限り同様。

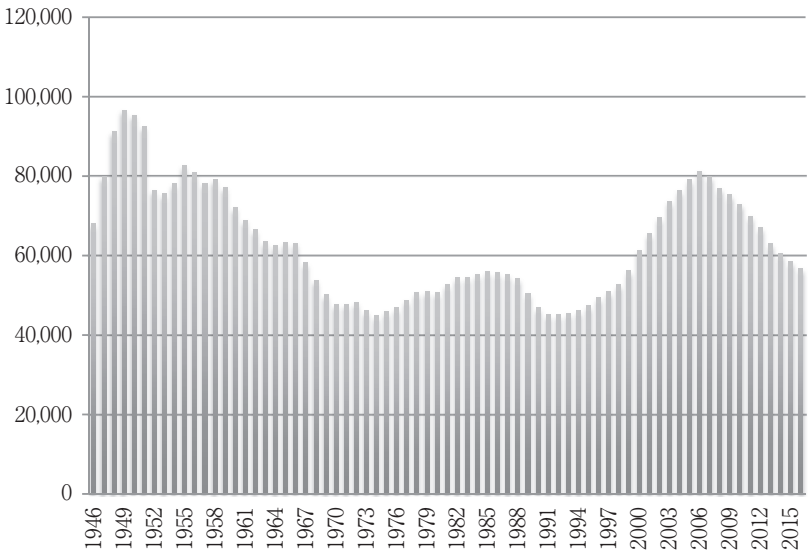

グラフ２　刑事施設の総収容者数（年末）の推移（1946–2016年）

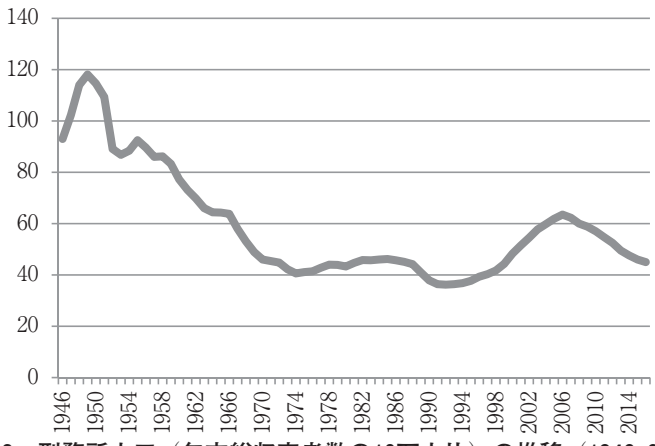

グラフ３　刑務所人口（年末総収容者数の10万人比）の推移（1946–2016年）

に60人台になり、2006年に63.5人のピークを記録したが、その後は減少し、2009年に50人台、2013年に40人台になり、2016年は45.0人であった〔表３〕。

日本は、現在、世界で最も刑務所人口の少ないグループに属している。一般論としては、犯罪の認知件数・検挙件数・検挙人員等が少なく、人口比の犯罪発生率も低いから刑務所の収容者が少ないといえるであろう。有り体に言えば、「治安が良いから、刑務所人口が少ない」のである。しかし、日本の刑務所も、現実の社会や政策の変化を反映して動いている。

（2）　宣告刑の寛刑化

～刑が軽くなったから、収容者が減った？～

この10年の刑事施設の収容者数や刑務所人口の減少に影響を与えている要因として「宣告刑の寛刑化」がある。長期刑が減少したから、収容者が減ったというのである。

通常第一審（地方裁判所）において、無期を含む10年を超える拘禁刑を宣告された人の数は、1997年には188人であったが、翌1998年から200人台になり、2000年には300人台、2002年には400人台、2005年には500人台、2006年には650人でピークを迎えた。ところが、その後、減少に転じ、2007年に500人台、裁判員裁判が始った2009年に

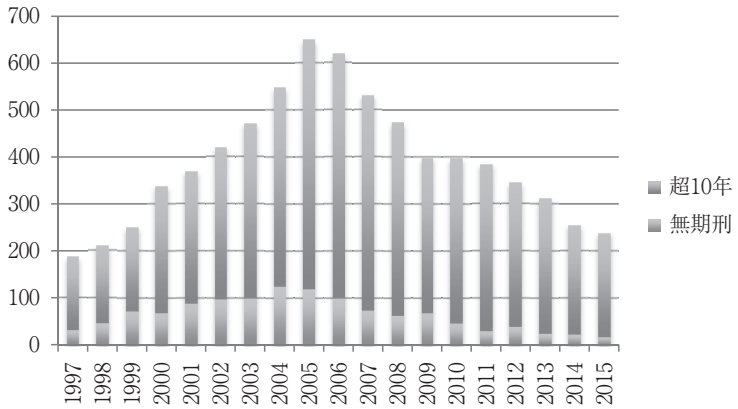

グラフ 4　通常第一審における10年を超える科刑状況（1997～2015年）

表 4　通常第一審における10年を超える科刑状況（1997～2015年）

	無期刑	超10年	合計
1997	33	153	186
1998	47	163	210
1999	72	178	250
2000	69	269	338
2001	88	281	369
2002	98	321	419
2003	99	372	471
2004	125	423	548
2005	119	531	650
2006	99	520	619
2007	74	457	531
2008	63	411	474
2009	69	329	398
2010	46	351	397
2011	30	354	384
2012	39	306	345
2013	24	289	313
2014	23	232	255
2015	18	220	238

は400人台になり、その後も漸減して2015年には238人になった。このような裁判実務の量刑の変化が刑務所の収容者に影響を与えている。宣告刑が重くなると収容者が増え、軽くなれば減る、という説明である。

それでは、量刑実務に影響を与えるような社会や政策の変化としては何があるだろう。

2004年５月21日、『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』（平成16年法律第63号）が成立し、同月28日に公布され、一部の規定を除いて、５年後の2009年５月21日から施行されることになった。同年８月３日には、東京地方裁判所で最初の裁判員裁判の公判が行われた。

また、2004年12月８日には、有期刑の上限を15年から20年に引き上げ、併合罪等を理由とする加重の上限を20年から30年に引き上げる『刑法の一部を改正する法律』（平成16年法律第156号）が制定され、翌2005年１月１日から施行されている[15]。

制度実施前裁判員は、法律の素人であるから、被害者感情等に影響され、量刑が重くなるのでないかとも予想された。ところが、前述のように、法定刑の引き上げにもかかわらず、宣告刑には寛刑化の傾向が見られる〔表４〕。

政府の刑罰政策と裁判の量刑実務とは逆の動きをしており、法定刑は重くなっているのに、宣告刑が軽くなった。その結果、刑事施設の収容者が減ったことになる。

さらには、この間、実刑の数が減ったので、新規受刑者の数が減り、収容者が減ったと言えるかもしれない。そのほか、刑の執行猶予が増えて、実刑が減ることもありうる。

1998年の確定判決中、有期の懲役刑と禁錮刑の合計（以下「有期刑」という。）は65,926人、執行猶予は42,285人であった。したがって、その差である有期刑の実刑（以下「実刑」という。）は23.641人であった。実刑は、2002年に３万人台になり、2006年に33,954人でピークを記録した。しかし、その後、減少に転じ、2008年に２万人台になり、2015年には22,163人である。実刑は、ピーク時の 65.3% まで減っている。執行猶予も、2004年の56,857人から34,688人まで減っており、これも 61.0% まで減っているので、執行猶予などのダイヴァージョン（拘禁刑の代替制裁）が増えて、実刑が減ったわけではない。

表５　有期拘禁刑・執行猶予・有期実刑の推移（1998–2015年）

	有期拘禁刑	執行猶予	有期実刑
1998	65,926	42,285	23,641
1999	69,680	44,503	25,177
2000	76,071	47,825	28,246
2001	78,585	49,328	29,257
2002	83,711	52,527	31,184
2003	88,917	56,535	32,382
2004	90,030	56,857	33,173
2005	88,924	55,101	33,823
2006	84,498	50,544	33,954
2007	77,942	46,607	31,335
2008	74,197	44,392	29,805
2009	71,905	42,945	28,960
2010	68,216	40,445	27,771
2011	63,081	36,956	26,125
2012	61,442	35,977	25,465
2013	55,899	32,521	23,378
2014	55,681	33,206	22,475
2015	56,851	34,688	22,163

（3）　刑法犯認知件数の減少
～犯罪が減ったから、収容者が減った？～

「犯罪が減ったから、刑務所の収容者が減った」という説明も可能である。犯罪増加の指標として、よく用いられるのが刑法犯認知件数である。

たしかに、刑法犯等（交通関係を含む。）の認知件数[16]は、激しく増減した。1989年を100とすると、ピークの2002年は163、2015年は71で、ピーク時の半分以下になっている。検挙件数については、1989年を100とすると、ピークの2004年は113、2015年は64である。これに対して、検挙人員は、1989年を100とすると、ピークの2004年は138、2015年は82である。認知件数はピーク時の43.6%、検挙件数は56.6%、検挙人員は59.4%にまで減少している〔表６〕。

「日本の犯罪は減ったか？」「減ったとすれば、その原因は何か？」を考察した際[17]、この20年間の犯罪認知件数の「富士山のようなシルエット」（激増と激減）の背景で「犯罪統制ネットワーク

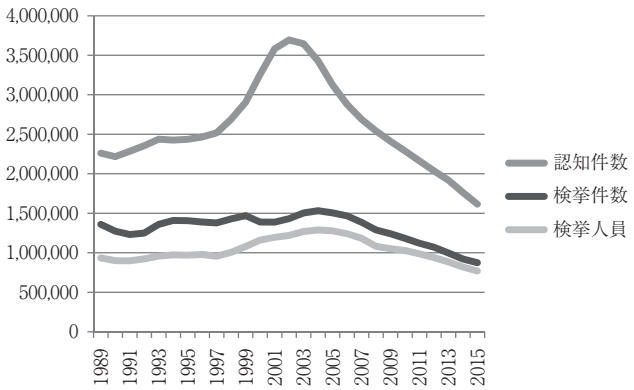

グラフ６　刑法犯（交通関係を含む。）の認知件数・検挙件数・検挙人員の推移（1989–2015年）

表６　刑法犯（交通関係を含む。）の認知件数・検挙件数・検挙人員の推移（1989–2015年）

	認知件数	検挙件数	検挙人員
1989	2,261,076	1,360,128	934,194
1990	2,217,559	1,273,524	899,650
1991	2,284,401	1,231,062	899,023
1992	2,355,504	1,249,428	922,953
1993	2,437,252	1,359,712	958,475
1994	2,426,694	1,410,106	974,158
1995	2,435,983	1,406,213	970,179
1996	2,465,503	1,389,265	979,275
1997	2,518,074	1,378,119	957,460
1998	2,690,267	1,429,003	1,006,804
1999	2,904,051	1,469,709	1,080,107
2000	3,256,109	1,389,410	1,160,142
2001	3,581,521	1,388,024	1,195,897
2002	3,693,928	1,432,548	1,219,564
2003	3,646,253	1,504,436	1,269,785
2004	3,427,606	1,532,459	1,289,416
2005	3,125,216	1,505,426	1,278,479
2006	2,877,027	1,466,834	1,241,358
2007	2,690,883	1,387,405	1,184,336
2008	2,541,828	1,288,720	1,081,955
2009	2,410,490	1,241,357	1,051,838
2010	2,289,472	1,182,809	1,029,117
2011	2,161,911	1,121,495	986,068
2012	2,036,393	1,070,836	939,826
2013	1,917,929	997,910	884,540
2014	1,762,912	921,317	819,136
2015	1,616,442	874,957	770,674

のワイドニングと刑事訴追の重点主義化が浸透していた」（石塚：2013、48～49頁）と述べたことがある。

すなわち、司法制度改革の中で、被疑者段階から刑事弁護が保障され、法曹人口が増加して、刑事弁護が強化された。犯罪統制機関としては、無罪や冤罪が増えると、捜査機関や司法への信頼が低下する。法曹人口増加にストップを掛け、刑事弁護への人材投入に歯止めをかけた。同時に、ダイヴァージョンの受け皿として、司法外の代替的紛争解決手段（ADR）の拡大、民間のセキュリテリー事業の育成、犯罪者処遇の福祉へのアウトソーシング、犯罪者等の社会復帰を支援する非政府組織の囲い込みなどの施策を進めた。本来のフルコースの捜査・訴追・裁判は、争いのある重大な事件に絞り、それ以外は簡便な処理に委ねる。刑事訴追の重点主義化であった。

批判を恐れず、敢えて言うとすれば「犯罪は減った」のである。

3．警察官増員と犯罪減少

(1)　警察官の増員

～警察官が増えると、犯罪が減る？～

1999（平成11）年、全国の警察で不祥事が相次いだことから、2000年３月、国家公安委員会は有識者による「警察刷新会議」を設置した。同年７月13日、同会議は「警察刷新会議に関する提言」（刷新会議：2000年）を提出し、同年８月、国家公安委員会・警察庁は「警察改革要綱」を策定した。

同提言は、「警察は、現在の定員を最大限に機能させるべく、職員の資質の向上、業務処理方法の見直し、装備資器材の近代化に加え、現場でない管理部門から第一線への人員の配置転換等を更に進めるなど、組織の不断の見直しと徹底的な合理化を推進すべきである」とし、「防犯活動など国民の日常生活、地域に密着した警察活動や複雑、多様化する犯罪に立ち向かい、これを解決する警察活動に重点を置くべきであり、業務量の減少した分野の人員・予算等をシフトさせるべきである」とした。

他方で、労働時間の短縮と国民からの要望の増大に対処するため、警察官の増員を求めている。すなわち、「我が国の警察官一人当たりの負担人口は、全国平均で556人であるが、これは、欧米諸国の警察官の負担人口が概ね300～400人であることと比較すると、著しく高いものになっている」[18]。「国民のための警察活動を強化するため、当面、警察官一人当たりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある」とした。この「提言」を画期として、検挙件数や検挙率ではなく、警察官１人当たりの負担人口が警察官定員を決定する指標となった。

平成20年版『警察白書』は、地方警察官について、深刻な治安情勢に的確に対応するため、2001年度から2007年度に２万4,230人を増員した結果、警察官一人当たりの負担人口は、2000年度の557人から、2008年度の511人まで軽減された。この間、刑法犯認知件数は、2002年から2007年まで連続して減少し、検挙率も上昇していることから、「地方警察官の増員は、他の諸施策と併せ、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の回復に効果をもたらしていると考えられる」（警察白書：2009）[19]と述べている[20]。

しかし、果たして、本当に、警察官が増えたから、犯罪の増勢に歯止めが掛かり、治安の回復に効果をもたらしたのであろうか。いまや、警察組織の関心は、単なる定員増ではなく、採用試験の倍率低下（採用者の適性）、退職警察官の急増（スムーズな世代交代）である。その対策は、警察官の働く条件を向上し、女性警察官を増やし、定年後も継続して雇用できる制度的枠組みを構築することであって、警察官定員を増やすことではない[21]。

(2)　警察官の負担軽減

～警察官の負担が減ると、犯罪が減る？～

たしかに、パトロール等の予防警察活動を基準とすると、警察官１人当たりの住民数が減ると負担が軽くなるといえるのかもしれない。しかし、現実には、被害届・告訴・告発等がなされてはじめて犯罪捜査ははじまる。警察に犯罪の発生が認知された数を事件処理負担の指標と見ることもで

きる。

認知件数を警察官定員数で割ってみると、1989年に10.3件であったものが、2002年に15.5件、2009年には9.5件、2015年には6.2件にまで減少している。

検挙件数を警察官の数で割ると、1989年の2.8件が、2000年には1.8件、2013年に１件を割り、2015年は0.9件になった。

検挙人員を警察官の数で割ると、1989年に0.9人であったものが、1990から2007年までは0.8人と0.7人の間を推移し、2008年に0.6人台、2012年に0.5人台、2015年には0.4人台（0.48人）まで減少している。

平均すると、1989年には１人の警察官が10.3件の事件を認知し、2.8件を検挙して、0.9人を検挙していたが、2015年には6.2件を認知し、0.9件を検挙して、2015年には0.5人を検挙していることになる。

批判を恐れず、単純化すれば、経験の貧しい警察官に難しい事件を任せれば、捜査をミスする。事件処理のノルマを増やせば、ストレスを溜めて不祥事を起こす。個人の資質に過度に頼らず、チーム捜査・科学捜査を導入し、個人負担を軽減し、新たな形態の犯罪にも対処していくためには、警察官個人の負担を軽減する必要がある。高度経済成長期の大量犯罪・大量処理を掲げていた時代には、少々無理をしても、検挙件数を増やして、検挙率を上げ、これを実績にして出世することが警察官の目標だった。かつての警察官は、１年に10件の事件を受理し、１年に１人を捕まえ、３件を解決していた。しかし、いまは１年に６件を受理し、２年に１人を捕まえ、１年に１件を解決する。期待される警察官像が「モーレツ」から「ゆとり」に変わった。

平成28年度版『警察白書』は、2001年度からの警察官が２万9,831人の増員されたことよって、刑法犯認知件数が13年連続して減少していることを根拠に「地方警察官の増員は、他の施策と併せ、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の回復に効果をもたらしている」と述べ、警察官の増員が「犯罪情勢」を改善したとしている。たしかに、2015年の刑法犯認知件数は「戦後最少」である（警察白書：2016）。

刑法犯検挙件数も、2003年から2007年には60万件台を推移していたが、それ以降、減少し、2015年には35万7,484件で、これも「戦後最少」となっている。検挙件数の減少の大きな原因は、窃盗犯の検挙件数が減少したことになる。減少数の４分の３（75.7%）は窃盗犯の減少（17万7,871件）だからである。

刑法犯の検挙人員も減少してはいるが、認知件数や検挙件数ほどではない。2007年以降30万人台で推移していた検挙人員は、2012年に30万人を割り、2015年には23万9,355人になった。刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入って急激に低下し、2011年

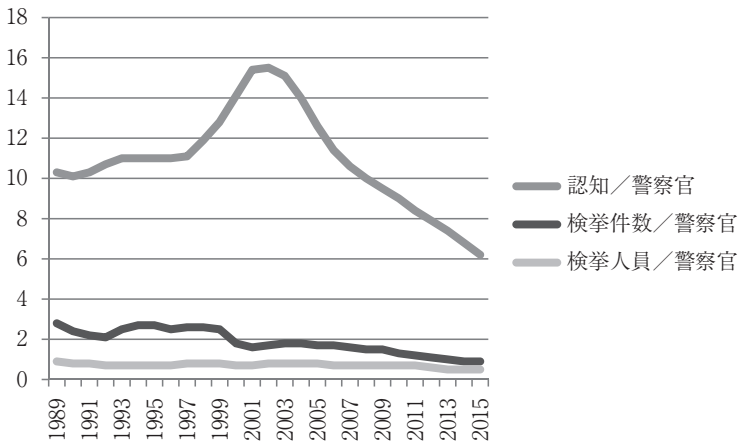

グラフ７　警察官１人当たりの認知件数・検挙件数・検挙人員（1989-2015年）

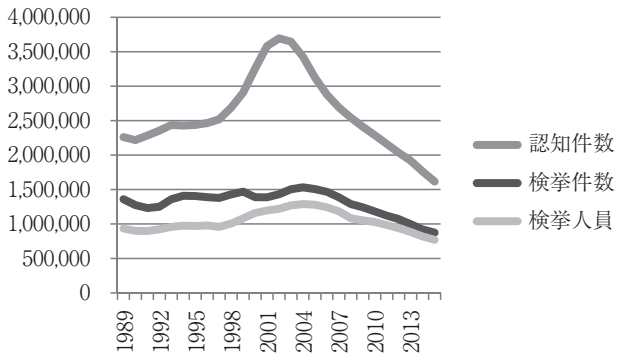

グラフ 8　刑法犯認知件数の推移（1989–2015年）

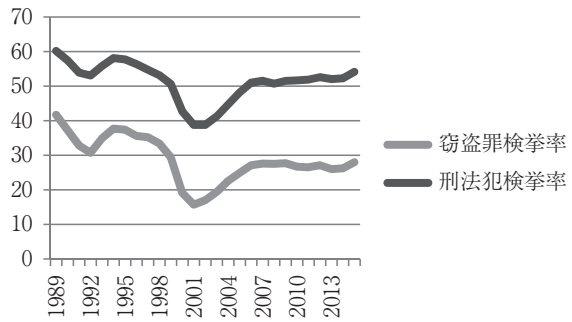

グラフ 9　刑法犯および窃盗罪の検挙率の推移（1989–2015年）

に 19.8% と「戦後最低」を記録した。その後は上昇し、最近は横ばい状態で2015年は 32.5% である。

しかし、本当に警察官増員が「犯罪減少」の原因なのであろうか。

4．司法制度改革と犯罪減少 ～司法制度改革が、犯罪を減らした？～

(1)　司法制度改革と警察の警戒感

この時期、警察行政のもうひとつの関心は、司法改革への対応であった。平成20年版『警察白書』は、「変革を続ける刑事警察」を特集し、捜査と司法制度改革について言及している。被疑者国選弁護人制度[22]に対応する捜査運営上の基本的な留意事項として、「被疑者に対する制度教示の徹底、裁判官及び弁護士会との取次業務を行う留置部門との連携」[23]を掲げ、警戒感を示していた（警察白書：2008）。

裁判員制度[24]についても、「一般国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加し、裁判官と共に被告人が有罪かどうか、有罪の場合にどのような刑にするかを決めることから、法律の専門家ではない裁判員の的確な心証形成が可能となるよう、犯行の裏付けとなる客観的証拠の収集を徹底する必要があるほか、裁判員が理解しやすいような簡略明瞭な捜査書類の作成、捜査の適正の一層の確保等」（警察白書：2008）を新たな課題と捉えていた。

被疑者国選弁護人制度は、2004年の刑事訴訟法改正（平成16年５月28日法律第62号）によって導入され、2006年10月２日から、法定刑が死刑または無期若しくは短期１年以上に当たる事件（殺人、強盗致死など）について部分的に施行され、裁判員裁判制度が施行された2009年５月20日からは、法定刑が死刑または無期若しくは長期３年を越える懲役若しくは禁錮に当たる事件（窃盗、傷害、業務上過失致死、詐欺、恐喝など）にも適用されることになった。これにより、ほとんどの事件に被疑者段階で弁護人が付くことになった。

ただし、逮捕留置段階や勾留されていない被疑

者は、国選弁護の対象とはなっていない。また、比較的軽微な事件も対象ではない[25]。弁護士会は、当番弁護士や法律扶助の制度によって弁護権保障の間隙を埋めようとしている。

(2)　検挙者と事件件数
～被疑者国選が犯罪を減らした？～

司法制度改革の影響を示唆する興味深い数字がある。

1989年の検挙人員一人あたりの検挙件数（検挙件数／検挙人員）は、刑法犯については1.5であった。1990年から1999までは1.4と1.5を推移していたが、2000年から2010年までは1.2、2011年から2015年まで1.1である。これを窃盗罪について見てみると、1989年には3.2であったが、1991年に2.9を記録した以外は、1999年まで３台であった。しかし、2000年に2.5になって以降減少傾向にあり、2010年から2015年までは１件台である。

1989年の検挙人員一人あたりの認知件数（認知件数／検挙人員）は、刑法犯については2.4件であった。1990年から2000年までは２件台であったが、2001年と2002年は３件台となり、それ以降は減少し、2010年以降は2.2件であり、2015年は2.1件であった。窃盗罪については、1989年は7.6件であったが、1990年以降は８件台、1999年に11.1件、2000年から2002年までは13件台であった。しかし、2004年からは減少し、2005年には８件台、2007年以降は件６から７件台を推移しており、2015年は6.5件であった。

窃盗罪に象徴的に表れているが、1990年代から2002年ころまでは、検挙人員に対する検挙件数が増加していた。ある事件で検挙されると、すでに認知している同種の事件についても、余罪調べで検挙する。被害届が出ていないときは、新たな被害を掘り起こす。「認知（被害届け）→検挙（被疑者の特定）→送検（訴追手続）」ではなく「検挙（被疑者の特定）→認知（被害の掘り起こし）→送検（訴追手続）」によって事件が掘り起こされることによって、認知件数を増加させていた[26]。

被害届が提出され、被疑者が特定された事件のすべてを検察官に送致するとなると、検察官の処理すべき事件は膨大な数になる。たしかに、検察官には起訴裁量があるので、有罪の心証を抱いたとしても、公訴を提起しないことができる。しかし、起訴猶予も処分であるから処理はしなければならない。累犯や常習犯については、起訴猶予は難しい。有罪が２件以上であれば、併合罪で刑の上限が1.5倍になるので、３件目以上は無理して起訴する必要がない。余罪を示唆するような証拠があれば、職業裁判官は量刑に反映してくれる。立証しやすい最低限の事件を起訴する重点主義は、訴訟経済にも適っているともいえる。弁護人にとっても、起訴件数が減ることは望ましいことである。重点主義は、検察官・裁判官・弁護人にとって「三方一両得」である[27]。

検察に送致しても起訴に至らないのであれば、警察で被害届を受理する際に「前裁き」で処理するという方法も、現場では用いられている[28]。

コンビニでの万引き（窃盗）や無銭飲食（詐欺）には、同種の余罪が複数あるケースが少なくない。本人の自供にしたがって事件を掘り起こし、正式処理するとなると事務負担は膨大になる。

いわゆる「オレオレ詐欺」や「未公開株詐欺」のような特殊詐欺事件についても、被害者は数百単位の事件でも、すでに被害届けの出ている事件や直近の立証しやすい事件だけを検察に送致し、もっと多くの被害者を掘り起こせる場合であっても、象徴的事件だけを立件して、その他の事件は放置するという処理が一般化している。

このような捜査・訴追機関の広範な裁量権に「箍（たが）を嵌めた」のが被疑者国選弁護制度であった。当番弁護士として派遣され、被疑者国選弁護人となった弁護士は、被疑者に余罪調べには応じないように助言する。そうなれば、余罪の掘り起こしはできない。複数の被害届を受理している場合には、再逮捕して取調べることになる。手続が煩瑣で、身体拘束も長くなるので、立件が最少、すなわち、併合罪処理のできる２件だけにするという「前裁き」が日常化するようになった。

検挙者一人あたりの検挙件数が、刑法犯については1989年には1.5件であったものが、2000年頃から漸減し、2015年には1.1件にまで減っていることには、このような「前裁き」が一定の影響を与えているものと考えられる。この現象が、最も

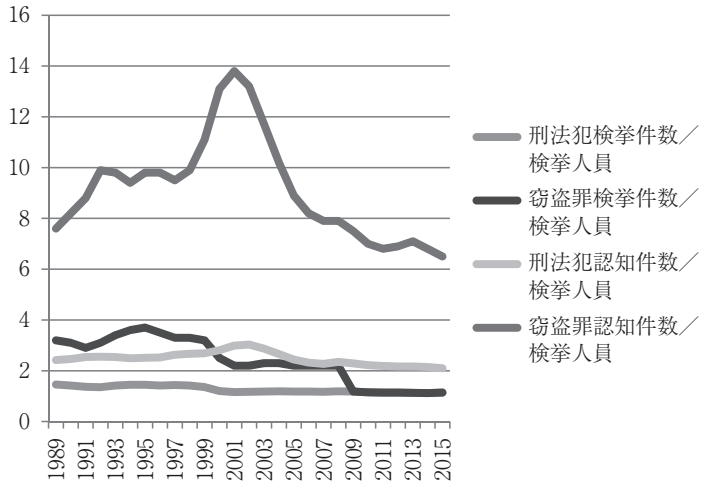

グラフ 10　刑法犯および窃盗罪についての検挙人員あたりの検挙件数および認知件数（1989–2015年）

明瞭なのが窃盗罪である。1989年に3.2件であったものが2015年には1.8件にまで減少している。

認知件数についても、刑法犯については1989年に2.4件が、2001年・2002年には３件台にまで増えた。しかし、2015年は2.1件まで減っている。窃盗罪はもっと極端で、1989年に7.6件だったものが、2001年のピーク時には13.8件まで増えた。しかし、その後漸減し、被疑者国選の一部導入の翌年の2007年には7.9件、全面実施の翌年の2010年には7.0件に減少し、2015年には6.5件にまで減少している。

このように、被疑者国選弁護制度の実施により、検挙された被疑者一人あたりの事件件数が減少し、その影響を受けて、積極的な被害の「掘り起こし」がなくなったため、認知件数を減らすことにつながったといえるであろう。

「被疑者国選が犯罪を減少させた」のである。

(3)　裁判員裁判と認知件数
～裁判員裁判が犯罪を減らした？～

裁判員裁判対象事件[29]の通常第一審終局人員は、制度導入の決定した2004年には3000件を超えていた。ところが、施行が日程に上り、被疑者国選が導入された2006年からは、毎年、数百の単位で対象事件が減少しはじめ、裁判員制度が施行された2009年には2000件を割り込み、その翌年には1500件台にまで減少し、2015年には1206件になっている〔表７〕。

2015年の終局処理人員では、殺人295人、強盗致死傷等276人、強姦致死傷等194人、傷害致死118人、現住建造物放火112人、薬物事犯137人、危険運転致死26人などとなっている（犯罪白書：2016）。いわゆる「凶悪犯罪」についても、捜査・訴追機関は、従来のできるかぎり重い犯罪で検挙・訴追し、重罰を獲得するという方針を放棄したと考えざるをえない。

訴訟経済的の観点からも、裁判員裁判では、公判前整理手続で準備し、公判では３人の職業裁判官と６人の裁判員が裁判体を構成し、これに補充裁判員が加わり、複数の検察官と弁護人が立会って集中して審理する。したがって、捜査・訴追・公判のすべての手続過程で人的および物的に相当

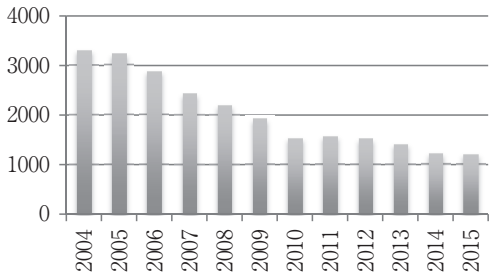

グラフ 11　裁判員裁判対象事件の推移（2004–2014年）

表７　裁判員裁判対象事件の推移（2004–2014年）

年次	対象事件	年次	対象事件
2004	3308	2010	1530
2005	3231	2011	1568
2006	2878	2012	1526
2007	2436	2013	1415
2008	2208	2014	1220
2009	1921	2015	1206

なコストがかかる。そこで、精選された事件だけを裁判員裁判の対象とし、できるだけ無駄を避ける。経済効率の観点からすれば、「重い手続は、事件を減らす」効果がある。さらには、人員や予算の面で大きな資源を裁判員裁判に投入することの波及影響として、他の事件についても、できるだけ労力や資金を節約することになる。

「裁判員裁判が犯罪を減少させた」のである。

むすびにかえて
～犯罪が減ると、刑務所人口は減る？～

近年における刑務所人口の劇的な減少を十分説明できる一般理論はない。それぞれの国の社会と政府の状況に応じて、刑務所の収容者数は変動する。一般理論の構築には、まずは、個別現象の正確な記述と社会科学的分析が必要である。たしかに、労働市場論によれば、「労働力が払底すれば、刑務所人口は減少し、労働人口が過剰になれば、刑務所人口は増える」（石塚：1992）。

日本に即して言えば、1989年の日本の失業率は2.25％であったが、2002年に5.36％で2.4倍になった。その後、2007年まで若干失業率は下がったが、再び上昇し、2009年には5.08％まで上がり、その後は下がりはじめて2016年には3.18％まで下がっている。この間、生活保護受給世帯数は、1998年には653,414世帯（16.6％）であったものが、2003年には90万世帯、2005年には100万世帯、2010年位は120万世帯を超え、2013年には1,58万3,919世帯（31.6％）になっている。この間、1998年に刑事施設の収容者は50,481人（10万人比41.0人）であったが、2006年に81,255人（63.5人）を記録し、その後、減少に転じて、2015年は56.805人（45.0人）であった。

このように、長期的には、生活保護率・生活保護世帯数と刑務所人口の間には一定の相関がありそうである。しかし、労働市場と社会政策、経済や財政の状況だけで、短期の刑務所人口の増減を十分に説明することはできない。治安・司法・刑事等の諸政策、さらには、福祉・財政等の政策が、刑事施設の収容者数や刑務所人口に影響を与える。

バブル経済が弾け、その後始末に追われ、雇用は「氷河期」などと言われ、「勝ち組」と「負け組」の格差が広がっていた。先の見えない不景気と税収の減少の中で厳罰主義の刑事政策が進められ、刑務所人口は増加した（石塚：2011a）。21世紀に入ってしばらくの間、死刑の判決と執行が急増した（石塚：2010）。この間に無期刑の判決も、無期受刑者も急増した（石塚：2013b；同2013c）。

一方で、司法制度改革が挫折し、刑事司法が「精密司法」から重点主義に転換し（石塚：2011b）、警察の人事政策も転換し、これに、日本社会の年齢構成の変化などの要因が複合的に作用し（石塚：2011b）、刑務所人口が減少した[30]。ところが、他方で、「危険な重罪犯罪」のレッテルを貼られた死刑確定者や無期・長期の受刑者にとって、刑事施設は「終の住処（ついのすみか）」になろうとしている。

犯罪学者は、犯罪現象を研究することで、犯罪が減ることを期待している。犯罪や非行をおこなってしまった人たちが社会に復帰することを強く望んでいる。しかし、犯罪学は、犯罪の発生や増加を説明することには長けていても、犯罪が起きなかったことや減ったことを説明するのは苦手である。

犯罪を減らすために研究をしているはずなのに、犯罪を増やす要因しか説明できない。「犯罪学のアイロニー」[31]である。

本稿は、社会科学研究所共同研究「創生・新時代の犯罪学 ── 共生の時代における合理的刑事政策 ──（Genesis of Japanese Criminology in the New Era：Criminal Policies toward Live

Together）」（2016～2018年度）の成果の一部である[32]。

注

1）わたしたちの研究グループは、2016年９月17日から24日までドイツ・ミュンスターで開催された、第16回欧州犯罪学研究会に参加し、死刑関連の２セッション（Death Penalty and Wrongful Convictions in Japan および Death penalty and Life imprisonment in Japan）ならびに薬物関連のセッション（Desistance of Drug Addicts in Japan: Past and Future）を主催した。

2）2016年５月17日から24日にかけて、欧州の犯罪情勢および刑事政策の動向を調査するため、ロンドン（英国）およびブルガス（ブルガリア）において海外調査を実施した。同月18日午前には全世界の刑務所人口調査を実施している人権団体プリズン・リフォーム・トラスト（Prison Reform Trust：PRT）を訪問し、ジュリエット・ライオン所長（当時）と意見交換した。死刑のない欧州でも、保安拘禁や終身刑の被収容者が増加している。長期の収容者の人権擁護と処遇改善について、共同研究を提案し、その方向性について了承を得た。同日午後にはアムネスティー・インターナショナル本部を訪問し、ミュンスターで開催される欧州犯罪学会の日台イノセンス・プロジェクトと日本の死刑についてのセッションの支援と日弁連人権大会への支援を求めた。同月21・22日にはブルガスで開催された国際科学会議において「日本の死刑～殺人狂時代は終わったか？～」について報告するとともに、ブルガリアの刑事司法について資料収集に努めた。

3）本稿では、特に断らない限り、人口10万人比の刑事施設の収容者数を「刑務所人口」という。

4）単に刑務所人口率だけを比較した場合と入所・服役期間の経年変化を考慮に入れた場合とでは、判定の基準は異なることに注意すべきである。

5）この傾向は、統計上、重大犯罪や暴力犯罪の減少にともなって起きている現象である。

6）この地域の刑務所人口は、現在も他の西欧諸国の２倍程度の水準にある。

7）詳しくは、Dünkel: 2016, Figure 2 を参照。

8）Dünkel: 2016, note 6.

9）現象面では、常習累犯に対する厳罰化、拘禁刑宣告数の増加し、「外国人（non-native）」受刑者が増加した。

10）デュンケルによれば、犯罪発生率の低下、コミュニティー・サンクションの導入（保護観察の福祉化）、量刑政策の変更（再犯者に対する裁定制裁の引き下げ、未決拘禁の最後の手段化、法定刑の引き下げ）、早期釈放スキームなどの施策が複合的に機能しているという。

11）Dünkel:2016, Figure 1 参照。

12）西欧諸国ではベルギーだけが刑務所人口が増え続けていた。しかし、ここ数年は安定しており、若干減少している。

13）European Journal of Criminology, vol.14, No.1, 2017 は、“Crimmigration in Europe”を特集している。Crimmigration とは、犯罪統制と移民政策が連携して統制が強化される現象をさす言葉で、Guia MJ, Van der Woude MAH and Van der Leun JP（eds.）, Social Control and Justice: Crimmigration in an Age of Fear. The Hayge: Eleven International Publishing, 2011. に由来する。

14）全世界の刑務所人口の動向については、Institute for Criminal Policy Research, World Prison Brief（WPB）オン・ライン版のサイトを参照。
http: //www. prisonstudies. org/highest-to-lowest/prison_population_rate? field_region_taxonomy_tid=14（2017年４月１日披見）。

15）なお、このほか、同法によって、死刑および無期懲役を減軽する場合に30年の懲役とすることができるようになった。さらには、強制わいせつ、強姦および強姦致死傷の各罪等の法定刑の上限と下限を引き上げ、集団強姦の罪を新設置した。殺人罪の法定刑の下限も３年から５年に引き上げられた。傷害・傷害致死・危険運転致傷等の法定刑も引き上げた。

16）平成13年版から27年版までの『犯罪白書』は、「一般刑法犯」という用語が用いられてきた。しかし、『自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律』が2014年５月から施行され、自動車運転過失致死傷が刑法の対象から除外されたことなどに伴い、一般刑法犯に自動車運転過失致死傷等を加えたものを「刑法犯」としている。本稿でも、同様の意味で刑法犯を用いている。

17）『犯罪社会学研究』（第38号、2013年）は、「犯罪率の低下は、日本社会の何を物語るのか？」を課題研究として、６人の犯罪学者がこのテーマについて論じている。

18）その際、ジュリアーニ・ニューヨーク市長が、警察官の数を約１万人増員し、殺人・強盗・傷害・窃盗等の件数を半減させたことを例として挙げ、「安全はただでは買えない」ことを強調した。第９「時代の変化に対応する警察を目指して」の「１．人事・教育制度の改革」参照。

19）平成20年版『警察白書』第５章「公安委員会制度と警察活動の支え」の「４．警察体制」（2）「警察力強化のための取組み」は、「地方警察官については、深刻な治安情勢に的確に対応するため、2001（平成13）年度から2007年度にかけて合計２万4,230人の増員を行った。この結果、警察官一人当たりの負担人口は、12年度（増員前）の557人から、20年度は511人（人口は19年３月31日現在の住民基本台帳による。）となった。刑法犯認知件数は、15年以降５年連続して減少し、その検挙率も上昇していることから、地方警察官の増員は、他の諸施策と併せ、犯罪の増

勢に歯止めを掛け、治安の回復に効果をもたらしていると考えられる」。しかしながら、刑法犯認知件数は、減少したが、「治安情勢は依然として厳しく、引き続き、あらゆる角度から警察力の強化に努める必要がある。他方で、警察は本格的な大量退職期を迎えており、平成19年度の地方警察官の退職者数は、過去最高の約１万2,100人となり、また、19年度の警察官採用試験の競争倍率は7.0倍となっており、減少傾向に一応の歯止めを掛けることはできたものの、３年連続で10倍を下回っている。警察としては、大量退職期の到来を踏まえつつ、次のような警察力強化のための取組みを強力に推進し、厳しい治安情勢に対応することとしている」。

20）警察官定員は、1989（平成元）年は219,681名であった。1990年・91年には、警察官の負担が増大していることを理由にそれぞれ900名・504名増員されたが、公務員定数の削減の政府方針の中で、特段の理由がなければ増員は困難であった。そんな中、1995年の阪神・淡路大震災と地下鉄サリン事件の契機に、翌96年に3,900名、1997年には外国人犯罪・金融犯罪の増加を理由に1,416名増員された。2000年には少年犯罪の増加・凶悪化・低年齢化等を理由に4,355名緊急増員され、さらに犯罪増加を理由に翌2001年にも2,417名緊急増員された。

その後、2002年からは、警察刷新会議の提言を受けて１万人増員計画が実施され、2002年に4,473名、2003年に4,086名、2004年に3,215人それぞれ増員された。さらに2005年からは第2次増員計画がはじまり、2005年に3,533名、2006年に3,459名、2007年に1,566名増員された。この頃から、「団塊の世代」の大量の定年退職がはじまり、その補充に勢力を傾注しなければならなくなったこともあり、増員計画に歯止めがかかるようになった。しかし、個別問題を理由に、一定の抑制のかかった増員が行われた。2010年には鑑識等の充実を理由に851名、サイバー犯罪対策等を理由に2011年には755名、2012年には1,456名、2013年には185人増員されている。2014人には、退職警察官の再任用などによる人員確保も行われている。

21）『平成21年版警察白書』第５章「公安委員会制度と警察活動の支え」の「４．警察体制」(2)「警察力強化のための取組み」参照。

22）被疑者国選弁護制度とは、勾留中の被疑者に対し、貧困その他の事由により私選弁護人を選任することができないときは、裁判官に弁護人を選任することを請求することを認める制度である（刑事訴訟法37条の２）。

23）「一連の司法制度改革により、刑事裁判の充実・迅速化等を図るための方策として、公判前整理手続、即決裁判手続及び被疑者に対する国選弁護人制度等の各制度が順次導入され、裁判員制度が平成21年５月21日から実施される。一連の司法制度改革による刑事裁判の在り方の変化は警察捜査にも大きな影響を与えることとなるので、警察としては、新たな制度に適切に対応する必要がある」（平成20年版『警察白書』第２節「警察捜査を取り巻く状況」4「警察捜査と司法制度改革」）。

24）裁判員制度とは、地方裁判所における一定の重大な事件の刑事裁判において、一般の国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に公判審理と裁判に参加する制度である。裁判体は、原則として、裁判官３名、裁判員６名の合計９名によって構成される。

25）例えば、死体損壊罪（刑法第190条）は３年以下の懲役であるので、殺人事件について取調べをするため、別件の死体損壊で逮捕し、余罪取調べが行われるような場合には、勾留中に弁護人が付かないという事態が生じる可能性がある。

26）この方法は、すでに検挙すべき被疑者が特定されているので、検挙件数の増加にも寄与することになる。検挙を増やす秘策として重宝されていた。夜間のパトロールで自転車運転者を職務質問し、防犯登録先に架電して、被害を掘り起こすなどの方法も、検挙率向上に貢献していた。

27）薬物事犯のような「被害者なき犯罪」では、このような起訴裁量の運用は「大岡裁き」と評価されるかもしれない。しかし、直接の被害のある事件では、被害者の処罰感情に反するおそれもある。広範な裁量権の行使は、ときには、不公正・不平等との批判を覚悟しなければならない。

28）各階４部屋２階建てのアパートのすべての部屋に住居侵入窃盗があり、８軒すべてから被害届が出れば、認知件数は８件になる。しかし、アパートの大家が代表して被害届を出せば、認知件数は１件になる。この種の事案は、常習窃盗犯によるものが多いので、窃盗犯１人を逮捕すれば、余罪はいくらでも見つかる。

29）通常第一審における終局処理人員のうち、2004（平成16）年から2008年までは裁判員法施行後であったとすれば裁判員裁判の対象となったと想定される事件（以下「想定対象事件」という。）、2009年は裁判員裁判対象事件と想定対象事件の合計、2010年以降は裁判員裁判対象事件の終局処理人員である。

30）すべての政策が「リスク」で評価され、リスクが産業化・社会化される「危険社会」（Beck：1986）においては、「リスク」という指標にも配慮して、政策を分析・評価しなければならないであろう（石塚：2016）。

31）江戸時代の陸奥仙台藩の儒学者蘆野東山（1696-1776）は、その著書「無刑録」において、尚書大禹謨「刑期干無刑（刑は刑無きを期す）」と述べている。

32）なお、本プロジェクトの目的のひとつである犯罪学教育カリキュラムの開発の一環として、2017年３月14日には、第３回犯罪学リテラシー研修会「犯罪学リテラシー研修～あなたも、犯罪学をやってみませんか？～（Training Course for Criminology：Shall we do criminology?）」（龍谷大学深草紫光館）を開催

した。同研修会については、龍谷大学犯罪学研究センターおよび日本犯罪社会学会に協力していただいた。この場を借りて、御礼を申し上げたい。

参考文献

石塚伸一（2016）「はしがき：犯罪社会学におけるリスク社会論の意義」（『犯罪社会学研究』第41号、2016年）4～9頁。

石塚伸一（2013a）「日本の犯罪は減ったか？　減ったとすれば、その原因は何か？～犯罪統制のネット・ワイドニングと刑事訴追の重点主義化～」（『犯罪社会学研究』第38号、2013年）36～52頁。

石塚伸一（2013b）「危険社会における予防拘禁の復活？～ドイツにおける保安監置の動揺について～」（石塚伸一他編著『近代刑法の現代的論点：足立昌勝先生古稀記念論文集』社会評論社、2013年）258～288頁。

石塚伸一（2013c）「ドイツにおける保安拘禁の近年の情況について：保安監置をめぐる内外の動向」（『刑法雑誌』第53巻1号、2013年）34～70頁。

Ishizuka,S.（2011a）, “Socio-Economic Crises and Crime Control Policies in Japan: Symbolic Manipulation of Property or Economic Crimes ?”, *International Annals of Criminology*, vol.49, no.1/2, p. 61-70.

石塚伸一（2011b）刑事裁判は変わったか？ ── 精密司法から核心司法へ ── 」（『〔憲法理論叢書⑲〕政治変動と憲法理論』敬文堂、2010年）135～152頁所収。

石塚伸一（2010）「大量死刑時代の終焉？ ―厳罰主義の後始末―」（『法律時報』第82巻7号、2010年）8～12頁。

石塚伸一（2003a）「二つの刑事政策」（石塚伸一編著『現代「市民法」論と新しい市民運動 ── 21世紀の「市民像」を求めて ──』現代人文社、2003年）125～146頁所収。

石塚伸一（2003b）「刑事施設の過剰収容と二つの刑事政策」（村井敏邦他編『21世紀の刑事施設 ── グローバル・スタンダードと市民参加』（日本評論社、2003年）2～13頁所収。

石塚伸一（1992）「近代刑事法における刑罰と労働：刑務作業における賃金制の意義について」（朝倉京一＝阿部純二＝下村康正＝森下忠編『八木國之先生古稀祝賀論文集・刑事法学の現代的展開（下巻）＜刑事政策編＞』学陽書房、1992年）92～117頁所収。

Beck, U.（1986）, *Rosikogesellschaft auf dem Weg in eine andere Moderne,* Frankfurt a.M.: 1986（ウーリッヒ・ベック著〔東廉監訳・永井清彦解説〕『危険社会』二期出版、1988年）

Dünkel, F.（2016）: The Rise and Fall of Prison Population in Europe, *Newsletter of ESC*, 2016/2. http://escnewsletter.org/newsletter/2016-2

Inzelt, É.（2016）: Report of the Annual Conference in Münster, *Newsletter of ESC*, 2016/3. http://escnewsletter.org/newsletter/2016-3

Lappi-Seppälä, T.（2011）: Explaining Imprisonment in Europe. *European Journal of Criminology*, vol.8, p. 303-328.

Garland, D.（2001）. *The Culture of Control: Crime and Social Order in Contemporary Society*. Oxford: Oxford University Press.（デーヴィド・ガーランド〔向井智哉訳〕『処罰と近代社会―社会理論の研究』現代人文社、2016年）

関連サイト

警察刷新会議『警察刷新に関する緊急提言』（2000年7月13日）
https: //www. npsc. go. jp/notice/act/summary/proposal/index.html

国家公安委員会・警察庁編『警察白書』
https://www.npa.go.jp/hakusyo/h28/index.html

法務省法務総合研究所編『犯罪白書』
http: //www. moj. go. jp/housouken/houso_hakusho2.html

厚生労働省大臣官房統計情報部編『厚生統計要覧』
http://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/index-kousei.html

Institute for Criminal Policy Research, *World Prison Brief*（*WPB*）
http: //www. prisonstudies. org/highest-to-lowest/prison_population_rate? field_region_taxonomy_tid = 14（2017年4月1日披見）。